

# 中間現場検査申請書(第一面)

[適新工第3号書式]

申請日 平成 29 年 5

## 中間現場検査申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)  
(第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記情報の取扱いについて同意の上、次のとおり中間現場検査を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載されたに相違ありません。記載された事項が万一事実と相違している場合は、この手続及び交付された中間現場検査に関する消されても異議ありません。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します。(代理者欄に記載された場合に限り。)

検査機関名 **独立確認センター** 御中

申請者	氏名 フリガナ	ジュウタク タロウ
	又は 名称	住宅 太郎
	〒( 000 - 0000 ) 住所:	東京都西東京市〇〇町1-2-35
	TEL ( 042 ) - ( 0000 ) - ( 0000 ) FAX ( 042 ) - ( 0000 ) - ( 0000 )	担当者名: (事業者の場合)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名 フリガナ	フラットセッケイジム
	又は 名称	フラット設計事務所
	〒( 000 - 0000 ) 住所:	東京都世田谷区〇〇町1-2-45
	TEL ( 03 ) - ( 0000 ) - ( 0000 ) FAX ( 03 ) - ( 0000 ) - ( 0000 )	担当者名: (事業者の場合) 機種
手数料 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> その他	会社名: 住所: 〒( - )
	<input checked="" type="checkbox"/> 代理者	所属/担当者名: 連絡先:

### 【申請者】

申請者は建築主に限らず第三者でもかまいません。  
連名による申請も可能です。申請者欄に複数の住所が入りきらない場合は、連絡事項欄を使用するなど適宜ご対応ください。

### 【代理者】

建築確認申請上の代理者以外の方でも代理者になることができます。

### 【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。  
建築確認と一致させてください。

### 【設計検査合格日】

「設計検査に関する通知書」を参考に記入してください。

建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35		
建物の名称	住宅太郎邸	注文住宅・分譲住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input type="checkbox"/> 2.
建築主 (申請者と異なる場合のみ記入)	氏名又は名称	郵便番号・住所	〒 -
設計検査	<input checked="" type="checkbox"/> 1.設計検査を実施 合格日・番号 平成 29 年 4 月 10 日 (第 独確第 20 号)		
	<input type="checkbox"/> 2.設計検査を省略 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅の技術的審査を実施 (適合証明の検査と同一機関の場合) <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価の検査を実施 (適合証明の検査と同一機関の場合)		
着工日	平成 29 年 4 月 20 日	竣工予定日	平成 29 年 11 月 29 日
中間現場検査予定日	平成 29 年 6 月 1 日		
計画に関する変更の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 1.無 <input type="checkbox"/> 2.有 (前回の検査時から申請内容に変更がある場合) 注:連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合がある		
連絡事項			

### 【計画に関する変更の有無】【連絡事項】

前回の検査時から計画変更がある場合は、「2.有」にチェックをし、連絡事項欄に変更内容を記入してください。

### [記載例]

壁の断熱材の種類を変更  
変更前：A種硬質ウレタンフォーム 保温板2種1号  
変更後：A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄 (合格年月)
				平成 年 第
※備考欄				
記載しないこと				
※フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件 <input type="checkbox"/>				
※フラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性))確認の条件 <input type="checkbox"/>				
※フラット35S(特に優良な住宅基準(耐久性・可変性))確認の条件 <input type="checkbox"/>				

平成29年4月1日

# 中間現場検査申請書(第二面)

[適新工第3号書式]

## 中間現場検査申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)  
(第二面) [一戸建て等用]

### ○建物の概要

1戸当たりの床面積	125.35 m <sup>2</sup>	敷地面積	162.34 m <sup>2</sup>
建物の構造等	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火( <input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐 <input type="checkbox"/> 5.耐火	
	戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て	
工法	併用住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅	
	階数	地上 2 階   地下 0 階	
機構承認住宅(設計登録タイプの)の場合	会社名	_____ 承認番号( _____ )	
	省エネルギー基準適合仕様シートの有無	<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無	
フラット35Sの基準の適用	1.有	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input checked="" type="checkbox"/> 1.省エネルギー性( <input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4※2 <input type="checkbox"/> 2.一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 3.基準適合住宅(建築物省エネ法)※3	
	2.無	【フラット35Sの適用する基準※1】 <input type="checkbox"/> 2.耐震性( <input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造体の倒壊等防止)2以上) ) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等※4) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性( <input type="checkbox"/> 1.住宅事業建築主基準 <input type="checkbox"/> 2.認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> 3.一次エネルギー消費量等級5 <input type="checkbox"/> 4.性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)※ <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級4等※4) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)	
2戸以上申請の場合 ※7	申請戸数	戸	住宅番号

### 【構造】

「2.木造(耐久性あり)」  
耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。  
「3.準耐火」  
省令準耐火構造も含まれます。

### 【フラット35Sの基準の適用】

フラット35Sを利用する場合は、「1.有」にチェックし、「フラット35Sの適用する基準」欄の該当する性能にチェックをしてください。

- ※1 フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。  
 ※2 平成27年3月31日以前に省エネルギー対策等級の基準を用いて設計検査又は設計住宅性能評価書の申請を行った場合は、「断熱等性能等級エネルギー対策等級」と読み替えてください。また、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」について、「省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)」欄又は「省エネルギー対策等級4」欄にチェックがされている証明書を用いる場合には、「1.断熱等性能等級4」にチェックをつけてください。  
 ※3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準適合認定建築物をいいます。  
 ※4 劣化対策等級3以上等： 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合のみ。)が必要高齢者等配慮対策等級4等： 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は、等級3で可)  
 ※5 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。  
 ※6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。  
 ※7 申請住宅が2戸以上の場合は、申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

### <申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。  
 (イ)機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること

### 【工法】

該当する番号の□欄をチェックし、機構承認住宅(設計登録タイプ)である場合は「機構承認住宅(設計登録タイプの場合)」欄の「会社名」、「承認番号」および「省エネルギー基準適合仕様シートの有無」を記入してください。

### 【戸建型式】

「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。  
 「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。



※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。

※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火または1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

### 【1戸当たりの床面積】

フラット35の場合は、住宅部分の面積で70 m<sup>2</sup>以上必要です。

- 一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【λ.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、車庫や非住宅部分(店舗・事務所等)を除いた面積となります。
- 連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。